## ○経済産業省告示第百七十三号

輸 出貿易管理令 (昭和二十四年政令第三百七十八号) 第四条第二項及び別表第七の六の項の規定に基づき

経済 産業大臣 が告示で定める貨物を次のように定め、 平成十六年五月十七日か ら施行する。

平成十六年五月十三日

済産業大臣 中川 昭一

経

輸 出貿易管理令第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の規定に基づき、 経済産業大臣が告示で定める

貨物は、 同令別表第二の三五の三の項(一)及び(六)に掲げる貨物のうち、 次のいずれかに該当するもの

とする。

【最終改正】平成二十八年三月十八日経済産業省告示第五十三号

- ポリ塩化ビフェニル
- 二 ポリ塩化ナフタレン(塩素数が二以上のものに限る。)
- 三 ヘキサクロロベンゼン

兀 一・二・三・四・十・十―ヘキサクロ ロ | |-匹 • 匹 a・五・八・八a—ヘキサヒドロ—エキソ—一

匹 ーエンドー五 ・ハージメタノナフタレ ン (別 名ア ル ドリン)

五. · 二· 三· 四 · + · + - ^ 、キサク 口 口 | 六 七 工 ポキシー一・四 兀 a 五. • 六 ・七・八・八

才 クタヒド 口 エキソーー 兀 | 工 ンド | 五. ・八―ジメタノナフタレ ン ( 別 名ディルドリン)

・ハージメタノナフタレン

(別名エンドリン)

ロー六・七

―エポキシ―一・四

• 四

a·五·六·七·八·八

a

a

六

才

クタヒドロ

ーエンドーー・四ーエンドー五

一・二・三・四・十・十一へキサクロ

七 ・一・一―トリクロ 口 <u>|-|</u>--ビス 回 **一**クロ 口 フェニル)エタン ( 別 名 D D  $\underbrace{\mathsf{T}}$ 

八

一 · 二 · 四

五.

・六・七

• 八

・ハ―オクタク

口

口

兀

七

七

aーヘキサヒ

ド

口

兀

七一メタノーー H-インデン、 一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロ ロ<u>ー</u>三 a • 匹 • 七 七 a 

テトラヒド 口 | 匹 ・七―メタノ―一H―インデン及びこれらの類縁化合物の混合物 (別名クロ ル デン又

は ヘプタクロ ル

九 ポ IJ ク 口 口 一二・二一ジメチル一三一メチリデンビシクロ ヘプタン (別名トキサフェ

十 ヘキサクロロブターー・三一ジエン

十 一 ドデカクロロペンタシクロ [五・三・○・○・○・○]デカン(別名マイレックス)

<u>~</u>° ルフルオロ (オクタン―一―スルホン酸) (別名PFOS) 又はその塩

ペルフルオロ(オクタン―一―スルホニル)=フルオリド(別名PFOSF)

十四 ペンタクロロベンゼン

r──・c──二・t──三・c──四・t──五・t──六─へキサクロロシクロヘキサン (別名アルファ

―ヘキサクロロシクロヘキサン)

r─一・t─二・c─三・t─四・c─五・t─六─ヘキサクロロシクロヘキサン (別名ベーター

ヘキサクロロシクロヘキサン)

十七 

ヘキサクロロシクロヘキサン)

十八 デカクロ ロペンタシクロ [五・三・〇・〇・〇・〇] デカン―五―オン (別名クロルデコン)

十九 ヘキサブロモビフェニル

テトラブロモ (フェノキシベンゼン) (別名テトラブロモジフェニルエ ーテル)

<u>-</u> + -ペンタブロ 七 (フェノキシベンゼン)(別名ペンタブロモジ フ エ = ル 工 ーテル)

<u>-</u> + -ヘキサブ 口 干 **つ** エ ノキシベンゼン) (別名ヘキサブ 口 モジ フ 工 = ル 工 ーテル)

<u>二</u> 十 三 ヘプタブロ 七 (フェ ノキシベンゼン)(別名へプタブロ モジフ エ ルエーテル)

二 十 四 六・七・八・九・十・十一へキサクロロー一・五・五 a・六・九・九 a—ヘキサヒドロ — 六 · 九

―メタノ―二・四・三―ベンゾジオキサチエピン=三―オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエ

ピン

二十五 ヘキサブロモシクロドデカン

二十六 ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル

二十七 水銀化合物であって、次に掲げるもの

1 塩化第 一水銀 (塩化第一水銀以外の物と混合している場合は、 塩化第一水銀の含有量が全重量の九

十五パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。)

口 酸化第二水銀 (酸化第二水銀以外の物と混合している場合は、 酸化第二水銀の含有量が全重量 の九

十五パー セント以上である混合物に含まれるものに限る。)

硫 酸 第二水 銀 (硫 酸 第二水 銀以外の物と混合してい る場合は、 硫 酸第二水銀の含有量が全重量 の九

五 パ ] セン ト以上である混 合物に含まれ るもの に限 る。 )

二

1 る場合は、 硝 酸 第二水 硝 銀 及び 酸第二水銀及び 硝 酸 第二水 銀 硝酸第二水銀水和物 水 和 物 ( 硝 酸 第二水 の含有量の合計が全重量 銀及び 硝 酸 第二 一水銀· 水  $\overline{\mathcal{O}}$ 和 九十 物 以 五 外 パー  $\mathcal{O}$ 物 セ 混 ント以上 合 して

لح

である混合物に含まれるものに限る。)

ホ 硫化. 水 銀 (辰(しん)砂に含まれるも のを含み、 硫 化 水 **小銀以外** 0 物 と混合してい る場合 (辰砂に含ま

れ る場合を除く。) は、硫化水銀の含有量 が全重量 0) 九 十五。 パ ] セ ント以上である混合物に含まれるも

0) に限る